

ペイオフ

- 1 . はじめに
- 2 . ペイオフとは何か
- 3 . ペイオフの『解禁』とは何か
- 4 . 預金保険制度とは何か
- 5 . ペイオフの問題点
 - 1) 日本で過去に実施例がないことについて
 - 2) ペイオフの認知度の低さについて
 - 3) 主要外国の預金保険制度について
 - 4) 『名寄せ』の問題について
- 6 . ペイオフ賛成者の考えについて
- 7 . ペイオフが成立する条件とは
- 8 . ペイオフ解禁に備えて
- 9 . 終わりに

中央大学 4 年 96C3141009G 有賀ゼミ 木本 貴子
--

1. はじめに

1999年12月29日に自民・自由・公明の与党3等は2001年4月に予定しているペイオフの凍結解除について、全ての金融機関を対象に1年間延期し、2002年4月から解禁することで合意した。

信用組合などの一部の金融機関の経営体質の改善が遅れている中で、予定通りペイオフを解禁すれば『金融機関の間で大規模な預金移動が生じ、中小金融機関の経営に打撃を与える恐れがある』と判断した。三党は直ちに政府側との調整に入り、宮沢喜一蔵相は記者会見で『延期はやむを得ない』と述べ、与党合意を受け入れる方針を表明した。ペイオフの解禁延期は金融改革の先送りだとして、日本の金融システムへの国際的な信認低下を招く恐れがある、という意見もあるが、もともと私はペイオフに強く反対していたので、少しほっとした。

認知度が低いと言われるペイオフについて私なりにまとめ、皆さんの参考になればと思っている。

2. ペイオフとは何か

ペイオフ(pay off)とは、本来は『直接預金戻し』という、破綻金融機関のひとつの処理方法のことであるが、わが国では、**預金保険制度**にもとづいて、保険対象預金について付保限度内で保険金の直接支払いを行う**預金保険の実施行為**のことをいう。

すなわち金融機関の破綻に伴う取付け騒ぎや連鎖倒産などを防ぐため、金融機関が預金保険機構に積み立てた保険料で、破綻した金融機関の預金者に保険金として元本一千万円を上限として支払いを行うことである。つまり預金者側からすれば、金融機関が破綻すると、預金は元本一千万円までしか支払いが保証されないのである。

ただ、即時にペイオフを実施すると、95年の大阪・木津信用組合の破綻の際に見られたように店頭の大混乱をきたしたり、預金者が動揺して金融システム不安が増幅されることとなる心配もあるため、現状では政府が預金等を全額保護する仕組みが講じられているわけである。ただし、この特例措置の期限は延期され2002年3月末までとなっており、ペイオフ解禁まで残り2年3ヶ月を切っている。

3. ペイオフの『解禁』とは何か

現在のところ、金融機関が破綻した場合、預金等は全額保護されることになっているが、これは政府が当初2001年3月末までは預金等債権を全額保護する特例を設けたからである。一般の個人・法人の預金のみでなく、公金預金も、機関投資家等の金融のプロが扱う預金も、さらに金融債も保護されることになっている。すなわち、95年には木津信用組合、コスモ信用組合、兵庫銀行などの破綻が相次ぎ、金融機関はつぶれないという神話が崩壊し、金融システム不安が増幅されることとなった。このため、政府は、預金等を全額保護すると宣言して、96年6月預金保険法を改正し、2001年3月末まではペイオフを行わず、

公的資金を投入して預金者も金融市場の決済システムも同時にすべて保護することにしたわけである。

この特例措置の期限が 2002 年 3 月末に切れることになることがすなわちペイオフの解禁ということになるのである。

では、なぜ解禁されるのかといえ、ペイオフの凍結が一定期間内とされたのは、次のような考えによるからである。

2001 年 4 月に解禁されるまでに預金等の全面保護および破綻金融機関に対する特別公的管理（一時国有化）や公的資金注入などの特例措置を講ずることで金融システム不安を解消できる。

60 兆円にのぼる金融安定化の枠組を使えば、銀行等金融機関の経営は 2001 年 3 月末までには健全化する。

ペイオフを延期することは預金者や銀行経営者のモラルハザード（倫理観の欠如）を招き、金融ビッグバンの理念に逆行する。

2001 年 3 月末までに金融システムを再構築する方針で対応を進めている政府・日銀等の行政の立場からも目標を置いて集中していくことが大事である（宮沢蔵相）

安易に延期すればコストの増大につながる

預金者が銀行を選ぶのは当然で、弱い金融機関に合わせて行政指導していくやり方はもう通用しない。弱いところに預金が集まらないことは当然起こってくることである（速水日銀総裁）

等々である。

4．預金保険制度とは何か

さて、はじめのペイオフの説明でペイオフとは、わが国では、預金保険制度にもとづいて保険対象預金について付保限度内で保険金の直接支払いを行う預金保険の実施行為のことをいう、と述べたが、ここで預金保険制度とは何なのかを簡単にまとめてみる。

預金保険制度は預金保険機構が運営している。

預金保険機構は、71 年（昭和 46 年）4 月に交付・施行された『預金保険法』にもとづいて、同年 7 月に設立された特別法人である。預金保険機構は、政府・日本銀行および民間金融機関から出資を受けており、その総額は現在 54 億 5,500 万円である。

預金保険機構には、運営委員会を設けることが同法で規定されており（預金保険法 14 条。以下単に法という）、機構が行う業務の基本的な事項については、運営委員会の議決を経なければならないことになっている（法 15 条）。この委員会は、委員 8 名以内並びに機構の理事長および理事をもって組織されている（法 16 条）。委員は、金融について専門的知識と経験を持っている人のうちから、機構の理事長が金融再生委員会および大蔵大臣の認可を受けて任命することになっている（法 17 条）。

なお、機構には役員として理事長 1 名、理事 4 名および監事 1 名を置くことになっており

(法 24 条) この役員は衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになっている。

預金保険制度は、この制度に加入している金融機関に重大な問題が生じ、万一その経営が破綻する等により預金等の払い戻しができなくなったり、または払戻しができなくなるおそれがあるという状況になった場合、預金者を保護するため、その金融機関に代わって機構が一定の限度額の範囲内で保険金の支払い(法 53 条)と預金債権の買取り(法 81 条の 2)を行うほか、その金融機関にかかる合併等に対して適切な資金援助(法 59 条)を行う等により、信用秩序を維持することを目的として創設されている。

以下、図表 1 にて預金保険制度の沿革をまとめた。

預金保険法改正・金融再生法・早期健全化法成立(10月)。①金融整理管財人業務、特別公的管理業務を追加②整理回収機構が健全行から不良債権を買い取る原資となる「金融再生勘定」(18兆円)と金融機関に対する資本増強の原資となる「金融機能早期健全化勘定」(25兆円)を設置。総額60兆円のセーフティネットが確立
99年 金融再生委員会、大手15行に早期健全化勘定から7兆4592億円の資本注入を実施(3月)

(1999.8.20 ニックソフ)

図表 1 預金保険制度の沿革

56年	金融制度調査会が発足。預金者保護制度の検討を開始(7月)
70年	金融制度調査会が預金保険制度の創設を決定(7月)
71年	預金保険法が成立(3月)。同法に基づき預金保険機構創設(7月) ①保険金支払い対象は銀行・相銀・信金・信組の預金②保険金支払限度額は100万円③保険料率0.006%——でスタート
74年	保険金支払限度額を300万円に引き上げ(6月)
82年	保険料率を0.008%に引き上げ(3月)
85年	金融制度調査会、破たん金融機関の救済スキームとして資金援助方式を柱とした預金保険制度の拡充を答申(6月)
86年	預金保険法を改正(5月)。①破たん金融機関の救済金融機関に資金援助制度(金銭贈与・資産買取)導入②仮払金制度(20万円)導入③保険金支払限度額を1000万円に増額④保険料率を0.012%に引き上げ⑤労働金庫の預金保険制度への加入——などを導入
95年	金融制度調査会、①預金保険機構の機能拡充②2001年4月までペイオフ実施の延期③破たん処理財源確保のため保険料率引き上げ(一般・特別保険料設定)——などを決定(12月)。金融機関・住宅金融専門会社の破たん処理及び不良債権回収の中核機関となる
96年	一般保険料率を0.048%に引き上げ(4月) 預金保険法を改正(6月)。①ペイオフコストを超える資金援助の財源として特別保険料を徴収(保険料率=0.036%)②破たん信組の受皿金融機関として整理回収銀行(RCB)を創設③預金保険機構に破たん金融機関の債務者の隠し財産を調査する財産調査権を付与 住専法成立(6月)。預金保険機構の出資(50億円)により旧住専7社の不良債権の回収を行う住宅金融債権管理機構創設
97年	預金保険法を改正(12月)。経営が悪化した金融機関を合併する場合に資金援助する「新設合併」と「特定合併」に対する資金援助制度を創設(99年3月廃止)
98年	預金保険法改正・金融機能安定化法成立(2月)。①金融機関への資本注入を審査する金融危機管理審査委員会を設置②救済金融機関に対する金銭贈与の財源となる「特例業務基金」として政府が7兆円の国債を交付③RCBに一般金融機関の受皿銀行機能を付与 金融危機管理審査委員会、大手行など21行に対して初の公的資金による資本注入(1兆8156億円)を実施(3月)

5. ペイオフの問題点

ここで話を元のペイオフに戻したいと思う。

私がペイオフに大反対するのには、大きな理由がある。

私は、4月から第二地銀である銀行に就職するが、ペイオフが解禁されると、いざというときに備え顧客が都銀や郵貯へ流れてしまい、結果的に倒産してしまわないかという不安があるからである。(そうなっては困る!!)

また、世間のペイオフ反対者の意見として大きく4つの問題点が上げられる。

それは、

- 1) 日本で過去に実施例がない
- 2) ペイオフの認知度はかなり低い
- 3) 海外でのペイオフ実施例が少ない
- 4) 『名寄せ』にも問題がある

である。

順に検討していきたいと思う。

1) 日本で過去に実施例がないことについて

84年の大阪・実業信用組合破綻における史上初のペイオフ実施寸前までいった緊急事態、95年の秋田・能代信用金庫危機における大量の銀行券の長距離輸送、95年7月の大阪・木津信用組合破綻における店頭大混乱等々苦い前例には枚挙にいとまがない。しかし、71年(昭和46年)4月、預金保険制度が発足して以来、ペイオフが実施されたことはまだ一度もないのである。

大蔵省は、長年“護送船団行政”によって、経営不振の金融機関を体力のある金融機関に引き受けさせることなどで金融機関破綻を避けてきた。預金保険機構が火事のない国の消防車と言われたように、ペイオフも『発動されるはずがない制度』であった。

99年6月14日経営破綻した東京相和銀行の場合でも預金はすべて全額保護されるにもかかわらず、主要な支店には開店直後から預金者が殺到したと報じられている。郵便貯金とのATM提携、全支店での24時間ATM稼働など多機能で便利な同行のカードだけでなく、預金の流出も早かったようで、5月14日の決算見通しの修正発表から5月末までに1,000億円が、経営破綻を発表した6月11日までに総資金量の10%に当たる2,200億円が流出したといわれている。破綻した場合、預金の払戻しを受けるには、破産手続等が完了するまで長時間を要するうえ、保護も十分ないおそれがあると考えたからであろうか。

なお、預金保険制度上、ペイオフ以外の預金保護の方法には次のようなものがある。

預金保険機構が、破綻金融機関の預金等債権を買い取るにより、概算払いを行う方法

破綻金融機関を合併等により救済する金融機関に、預金保険機構が資金援助を行う方法
破綻金融機関の他の金融機関への営業譲渡、特別公的管理による健全金融機関への事業譲渡等

アメリカではペイオフは日常茶飯事といわれているが、ペイオフを実施するかどうかを決める場合、連銀などがシステミックリスクにつながらないか、預金者の構成はどうかなども調べあげて、これなら大丈夫だという確信が持てたうえで実行することになっている。しかも小規模の金融機関が破綻した場合の処理に使われるだけである。FDIC（米連邦預金保険公社）の年報にも『ペイオフは、社会的コストが最も高く、経済的混乱をもたらすことから極力避けるべきである』と明記されている。

金融審議会（蔵相の諮問機関）の第二部会での検討項目でも、ペイオフ以外の破綻処理策の充実を課題に掲げている。預金保険機構による破綻金融機関を救済する金融機関への資金援助がその一つで、もし破綻金融機関の『受け皿』となる金融機関が現れれば預金者の契約の多くは引き継がれ、混乱も生じにくいことになる。

2) ペイオフの認知度の低さについて

第2の問題点は、このペイオフ凍結が2002年3月までの時限立法であって、2002年の4月からは3,000万円、4,000万円、5,000万円という大きなお金を預金している預金者にとっては払い戻ししてもらえないということを多くの人が知らないという事実である。

日本経済新聞社が1999年2月25日、『日経金融新聞』の紙面で“検証ペイオフ解禁”という題のもとに『金融機関利用者調査』の結果を発表している（図表2参照）。

このアンケート調査によると、ペイオフという言葉を知っている人は38.9%、言葉だけ聞いたことがある人は30.9%、知らない人は29.7%もあった。三人のうち二人は、ペイオフの意味を正確には知らないのである。また、ペイオフが2001年4月から解禁されることを知っている人は31.6%で、実に67%は知らない」と答えている。国民へのPR不足から知識が不十分なままに放置されている現状がこれで明らかである。

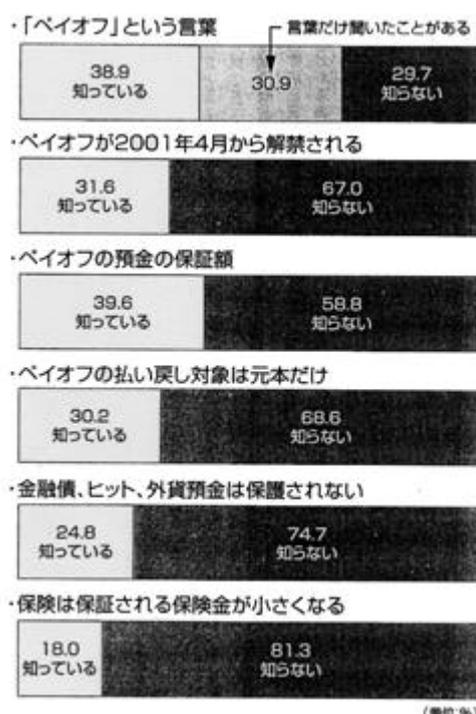
さらに、ペイオフの預金元本の保証額が1,000万円だということを『知っている』人は39.6%、知らない人は58.8%であった。また、ペイオフの払い戻し対象は元本だけということを知らない人が68.6%であり、金融債やヒット、外貨預金は保護されないことを知らない人が実に74.4%であった。

そして、保証される受取り保険金が小さくなってしまふことについても、『知らない』人が81.3%であった（この設問は、生保や損保のような保険は、国家の保証がなく、倒産すれば全額保険金を受け取れないという意味）。ましてや、預金保険制度で保証されるのは

日本に本店を置く金融機関で外資系は含まれないとか、金融商品によって補填されるものと補填されないものがあるなどのさまざまな条件や範囲については、知らない人がほとんどであった。

このように、知識がないということは、もちろん投資家の勉強不足といえないこともない。しかし、それ以上に、預金保険について考える以前に、現時点では多くの金融機関の破綻処理にあたって預金が全額保護されていることから、ほとんどの人がそうした状況に麻痺してしまって、ペイオフに対する理解が行き届かなくなっているというのが現状ではないかと思われる。

図表2 ペイオフの認知度



（注）無回答は除く。
（出所）「金融機関利用者調査」2011（日本金融新聞）2011年2月25日。

3) 主要外国の預金保険制度について

第3の問題は、ペイオフはアメリカが発生の地なのだが、そのアメリカを含めても海外での実施例は極めて少ないという事実である。現実にアメリカで行われている破綻処理の方法は、パーチェス&アサンプション（略してP&A、資産譲渡・継承）というやり方が一番

多い(図表3)。これは破綻した金融機関の貸し出しなどの資産、あるいは預金などの負債の一部またはすべてを引き継ぐ金融機関を入札方式で選び出す方法である。

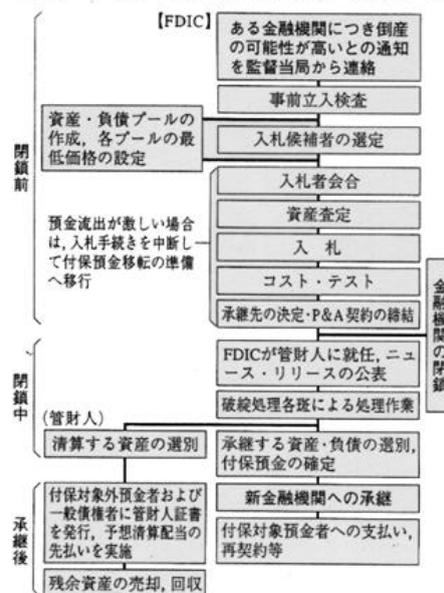
アメリカでは預金保険が保証する元本の上限が10万ドル(図表4)だが、これを超えて預金が保護できるという考え方だし、また、経営監視と早期是正措置を組み合わせれば、資産の悪化が進行する前に迅速に処理が完了できるという考え方である。そこで、金融システムへの打撃が小さいことから、P&Aがしばしば行われる。アメリカの91年12月から97年までの数字を見ると、このP&Aが適用された比率は実に83%に及び、ペイオフは9%にすぎない(図表5)。

ではP&Aでやればいいのかというと、そうはいかない。アメリカでは破綻銀行は金曜日の営業終了とともに閉鎖され、週明けの月曜日に新しい銀行に業務が引き継がれて営業を再開する。このスピーディさは羨ましい限りだが、それは、預金保険公社(日本では預金保険機構)が破綻銀行に二~三ヶ月前から立ち入り検査を行い、必要なシステム対応を行う、さらに、事前に入札を行って資産、負債とも引き継ぐ引受先が決定している、からである。

日本では預金保険機構に事前立ち入りの権限がない。これは法律改正でなんとかなるにしても、何ヶ月も前から立ち入り検査をしたら必ず噂が立って、大口預金者は逃げ出す。取り付け騒ぎが起きるので、日本ではP&Aは現実的な方法になりえない。

また、現実にペイオフが実施されたアメリカの例を見てみると、日本の金融機関のような大きな銀行に対してはやっていない。例えば海外に一つでも支店があるなど、少しでもシステミックリスクが発生しそうなどときには例外なく預金を全額保護しており、せいぜい総資産が数百億円ぐらいの小規模な金融機関にしか適用されていない。何千億円、何兆円などのレベルの巨大銀行には適用されたというケースはないのである。

図表3 米国の破綻処理の基本型(P&Aのケース)

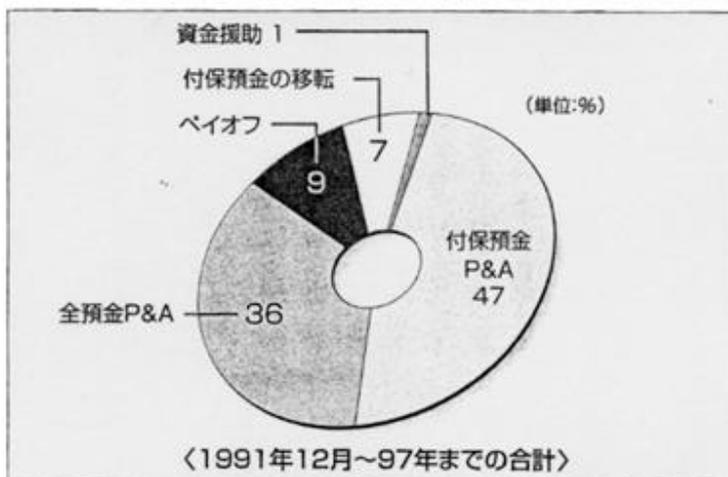


(1999.8.2日経金融新聞)

図表 4 主要国の破綻処理制度

	ペイオフ	その他
アメリカ	払い戻しの上限=10万ドル (約1,200万円) ※1ドル=120円とした場合	入札による資産・負債の承継(P&A)、ブリッジバンク、自立再建・合併に対する資金援助
英国	上限=2万ポンド (約400万円)、ただし預金の90%まで	ケース・バイ・ケースで救済型の処理を実施
ドイツ	上限=資本の30%	同上
フランス	上限=40万フラン (約800万円)	同上
日本	上限=1,000万円、ただし2001年3月末まで実施せず	ブリッジバンク、特別公的管理、金融管財人による清算

図表 5 アメリカの商業銀行の破綻処理



〔注〕数字は割合、付保とは預金保険対象内の意味。資金援助は自立再建などを前提に実施。
〔出所〕FDIC(アメリカ連邦預金保険公社)。

4) 『名寄せ』の問題について

さらに第 4 の問題として、日本の場合には名寄せというのが大きな問題だ。現金を払い戻す際には一人の預金者が一つの銀行に複数の口座に預けている預金を名寄せすることが必要になる。ところが、口座数が多い大手銀行では、気の遠くなるような人手と時間がかかる。ペイオフ制度というものは便利なものだが、破綻が起きた場合、時間がかかってしまう。これがアメリカでも問題にされている。

破綻処理の理想型は『金月処理』と呼ばれる。金曜日の閉店後に処理に着手し月曜日の開店までには、譲渡までのすべての手続を終えている。だがその現実には、預金カットに備えた名寄せ(同一名義人の預金口座の集約)、受け皿金融機関に引き継ぐ健全な資産の分別、譲渡金融機関での受け入れ準備態勢の構築などが必要だ。現在の金融再生法でも金曜日に破綻し月曜日からも営業を継続する手法が取られている。だが名寄せ作業がなく預金

も全額保護されており、譲渡先も破綻後に探す。前提が違うのだ。

名寄せ作業に関しては、預金保険機構が銀行からのデータ提供を受けて実施する。だが、事前準備がなければ、最終的な払戻しまでは最短でも1〜2ヶ月はかかるのが現状だ。どこまでこの期間を短縮できるのかは今後の課題となる。

受け皿金融機関に引き継ぐ資産内容の把握も難しい関門だ。金融監督庁の検査は破綻を前提にした資産状況をチェックしているわけではないからだ。この結果、受け皿金融機関との譲渡交渉の大前提となる資産データすらない、という状況が起こりかねない。

6. ペイオフ賛成者の考えについて

ここまで順を追って問題点を見てきた。

私はペイオフに反対であるが、賛成意見を聞くと、確かに納得せざるを得ない課題もある。それは膨らむ公的資金である。

12月20日午前の臨時閣議後の記者会見で宮沢喜一蔵相が2000年度予算について『他とはけた違いの大きな金を食う』と指摘した項目がある。それは預金の全額保護などを目的とする金融安定化費用である。

政府は来年度に預金保険機構に割り当てている交付国債を6兆円上積みし、13兆円とする。北海道拓殖銀行の破綻処理などで今年11月までに1兆5千億円強を使用。日本長期信用銀行や日本債券信用銀行の処理で、いまの7兆円を使い果たすのは確実にしているためだ。

交付国債は政府に償還を求めることで、いつでも現金にできる。破綻金融機関の損失を穴埋めし、預金を全額保護するために使われる。将来、お金が戻ってくる可能性のある政府保証付き借入枠からの資金拠出と違って、償還された時点で国民負担となる。

大蔵省は交付国債の償還に備えるため、来年度4兆5千億円を国債整理基金特別会計に繰り入れる。これは国債費全体の約5分の1を占める金額だ。

預金保険機構の一般勘定の借入限度額も2兆円から4兆円に拡大し、新たに4兆円の政府保証枠を新設する。一般勘定では、預金の払戻保証を一定額までとするペイオフを実施した場合、必要な費用までの資金を援助する。

財源は民間金融機関が納める預金保険料で賄うのが原則だが、相次ぐ経営破綻で借入残高は約1兆3千億円に達している。政府保証を付けるのは2000年度も多額の借入が予想されるためだ。

宮沢蔵相は『考えられるものはすべて手当てした』と言う。金融安定化のために政府が預金保険機構に用意する公的資金枠は、すでに使った分を含めると総額70兆円にふくらむ。

『公的資金枠も続きます。それでもよろしいですか』与党内で広がるペイオフ延期論に対し、大蔵省金融企画局の幹部らはこんな念押しをして歩いた。

ペイオフの延期は金融機関が破綻しても預金を全額保護するいまの特例措置の延長を意味する。預金が保護されるのは、公的資金で破綻金融機関の損失を穴埋めしているためだ。

2002年4月以降も預金を全額保護すれば、国民負担も増大する。ペイオフ延期議論では、安全網の裏にある負担の問題が欠けている。

蔵相の諮問機関、金融審議会の最終答申はペイオフ解禁後の新しい預金保険制度について、『例外的措置』の準備を提言した。破綻処理の財源は金融機関の支払う預金保険料と預金の一部削減による預金者負担で賄うのが原則だが、金融システムに重大な支障が生じるおそれのある時には公的支援も必要との認識が背景にある。

大規模な破綻など、危機時に限定して公的資金による資本増強や預金の全額保護を認める仕組み。モラルハザード（倫理の欠如）を回避するため、省庁再編で内閣府に置かれる金融危機対応会議が必要かを判断する。最後の出し手としての公的資金は否定しないが、国民負担につながるだけに、その発動には厳格な条件をつける考え方だ。

ただ、普通・当座など決済性預金の時限的な全額保護を打ち出したため、預金保険料の追加徴収を通じて間接的に預金者負担が増す可能性もある。大蔵省は年0.084%という現在の預金保険料率をもとに、全額保護する預金について追加保険料を徴収する方向で検討する。

この場合、金融期間のコスト負担が増し、預金金利の引き下げや貸出金利上げの形で最終的に預金者や借りにしわ寄せがいく懸念も否めない。

将来にわたり国民負担が続く事態を避けるには、いま使える公的資金を活用して、経営基盤の弱い金融機関の整理・再編を急ぐしかないだろうという考えである。

本当に日本は税金が高い。

就職に初月給として174,000円頂くが税金を引かれ手取りはかなり減ると思う。

国民の大切な税金で保護されている以上健全経営を心掛けなくてはいけないのはいうまでもないと思う。

ただ、地域に密着した地方銀行では、倒産した場合、必ず混乱は起きてしまう。安心して銀行と取引してもらうためにもこの保護は必要なのではないかと私は思う。

預金保険機構の公的資金枠の状況 (99年11月時点)

	財 源	限度額	使用残高
① 一般勘定 (ペイオフコスト 内の資金援助)	・保険料収入 (年間約 2600億円) ・借入れ	2兆円の借入枠 ↳ 4兆円の政府保証枠	・約1.3兆円
② 特例業務勘定 ・不良債権買い取り	・保険料収入 (年間約 2000億円) ・借入れ	・10兆円 (全額政府保証)	・約3.4兆円
・預金全額保護のた めの損失穴埋め	・交付国債	・7兆円 +6兆円	・約1.5兆円 (累積償還額)
③ 金融再生勘定 (特別公的管理銀行 への貸し付けなど)	・借入れ	・18兆円 (全額政府保証)	・約3.5兆円
④ 早期健全化勘定 (資本増強)	・借入れ	・25兆円 (全額政府保証)	・約7.7兆円
合 計	—	70兆円(政府保証57兆円 交付国債13兆円)	約17.4兆円

(注) □は2000年度予算等で新設、①以外は2001年3月末までの措置

7. ペイオフが成立する条件とは

では、ペイオフとはいったいなんなのだろうか。もう一度考えてみたい。

金融機関が返済されない大変な焦げつき融資を持っている。金融機関の貸し出しの一部が不良資産化したということは、もう天下周知の事実だ。問題は、誰がこの不良資産から発生する損失を負担するかだ。本来はもちろん貸し出しを行った銀行がこれを埋めるべきであることは言うまでもない。

その第一の方法は、銀行の期間収益で生めることだが、ご存知のとおり、日本ではそれだけでは埋め切れないほどの不良債権が発生した。したがって、次善の手段として、銀行は株式や不動産といった含み資産を取り崩して、これを埋めることをやってきた。しかし、それでもまだ埋め切れない。あとは預金者が負担するしかないところまで来ている。

その際、例えば極端な話、ある預金者の預金が100万円あったとすると、10万円は不良債権の処理に使わせてもらうという合意を銀行と預金者が交わして、それが実行できれば、それで不良資産の問題は片がつくだろう。あるいは銀行が潰れてしまったら、預金保険で預金を全額保証するのではなくて、それは自己責任で仕方がない、預金は一切払戻しませんということで、倒産した銀行の預金者だけが負担すれば不良債権問題は解決して、公的資金の投入は必要とならない。しかし、そんなことが可能だろうか。

この例を挙げたのは、野村総合研究所の主席研究員リチャード・クー氏で、『日本経済回復への青写真』(PHP 研究所刊)で述べているのだが、彼はこう言っている。

『預金者が、預金は守られていないと感じ取ったときのパニックは、日本経済を瞬時にして破滅にもっていくことになるでしょう。そのダメージを修復するコストは、おそらく天文学的な数字になるかもしれません。それで公的資金が投入されているわけです。』

もちろん、これが大方の認識になって、そのため260兆円の銀行対策という手が打たれ、

銀行に公的資金が投入され、一応目先は小康状態を保ったような感じになっている。しかし、日本の銀行の体質が健全化し、経営破綻のおそれが全くなくなる、また、その健全な状態が 2002 年 4 月までにすべての国民に十分に理解されないと、ペイオフという制度そのものが機能しない。

例えば、ゴルフのホールインワン保険にしても、住宅の火災保険にしても、保険が制度として成立するには、保険金を必要とする事態がすべての加入者の中で極めて少数でなければならない。短期間に日本中に『安心』ムードが醸成されることが預金保険の絶対条件である。この『条件』が成立しないとは言わないが、手品のような奇跡が起きなければそれは無理だろう。

8. ペイオフの解禁に備えて

さて、延期にいたるまでの主な動きは下記の通りである。

10月5日	越智通雄金融再生委委員長が就任会見で『予定通りのペイオフ解禁は大変』
10月7日	亀井静香自民党政調会長が『延期を含めて考える』
11月9日	自民党金融問題調査会の意見聴取で第2地銀、信金、信組が延期を要望
12月15日	宮沢蔵相が『大きな日程は変えたくない。そのうえで信組をどうするのか。もう少し見極めなければならない』
12月16日	相沢氏が『個人的には全面的に2,3年延ばしたらどうかと思う』
12月20日	自由党が2年程度の解禁延期案
12月21日	金融審議会が解禁後の預金保険制度の最終報告を答申 再生井が全面的な延期に反対する統一見解を発表、越智委員長は信組には別の支援措置を講じるべきと表明
12月22日	与党3党の作業チーム会合が与党政策責任者会議にゆだねることで合意
12月24日	蔵相が閣議後会見で『延期は日本の信頼を損ねる』
12月29日	与党3党の政策責任者が1年の全面延期を決定

宮沢蔵相は再延期の可能性を『ありえない。そう法律に書く。』ときっぱり言っているが、私は、できれば再延期してほしいと思う。

ただ、現時点で2002年4月からとなっているのでその後何が保護されるか、最後にきちんと把握する必要があると思う。

まとめると以下の通りである。

ペイオフ解禁後、主な金融商品の払戻保証

保証の対象外

- ・外貨預金
- ・譲渡性預金
- ・元本補てん契約のない金銭信託（ヒットなど）
- ・個人向けを除く金融債

全額を払戻保証

- ・普通預金、当座預金
（ただし2003年3月まで。それ以降は元本1000万円とその利子のみ）

1000万円までの払戻を保証

- ・預金（上記は除く）
- ・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含む）
- ・個人向けの金融債
- ・地方自治体の公金預金
- ・元本1000万円までの預金の利息

全額保護という特例がなくなると、現行の預金保険法での保護対象は普通預金や定期預金

などに限られる。信託銀行の商品では貸付信託などの元本補てん契約のある金銭信託だけが保護される。

外貨預金、ワイド（利子一括払い型利付金融債）などの金融債、信託銀行のヒット（一ヶ月据え置き型金銭信託）は預金保険の対象外だ。

金融債に関しては国民の貯蓄手段として定着しているとの見方から、金融審議会は個人向け商品に限定して保護対象とする方針を固めた。地方自治体の公金預金も保護対象に加える。

普通・当座などの決済性預金は経過期間を設けて一千万円超の部分も全額保護する。金融機関が破綻した際、決済性預金は優先的に払い戻し、損失の穴埋めには定期性預金を充てる案が有力。全額保護部分について、金融機関から特別保険料を徴収する考えもある。

保護対象の拡大には追加的なコスト負担が必要。預金保険料の上乗せは預金者が本来受け取る金利水準の低下につながりかねない。決済性預金を手厚く保護するには、定期性預金を多く持つ大口預金者へのしわ寄せが避けられない見通しである。

銀行が倒産してからでは遅いのは言うまでもない。

1000万円の預金がなくても、倒産してしまうと公共料金やクレジットカードの引き落としも止まってしまうのである。自分が利用している銀行が本当に大丈夫かどうか、しっかりと見極めて将来の設計を立てていくべきであると思う。私も信頼される銀行の一員になるために4月からしっかり頑張りたい。

9. おわりに

私は、この1年間いつも『卒論』が頭のどこかにあり、夢で切にうなされることも多々ありました。結果的に就職後に一番関わる内容でまとまりましたが、途中で投げ出した題材もいくつもあり反省しています。

そのたびに、有賀先生やゼミの皆さんに温かい励ましを頂きました。

本当に感謝の気持ちで一杯です。

また、精神的に参っていた就職活動中も週に一度、先生にお会いすることで、あきらめず続けることができました。

先生にご恩返しができるほど立派な社会人になりたいです。

本当に2年間ありがとうございました。

<参考文献>

経済法令研究会（1999）『2001年4月ペイオフ解禁Q&A』1 20頁

日本経済新聞社（1999）『どうなるペイオフ』

今井 激（1999）『ペイオフとマネー大移動』

日本経済新聞（11月・12月）